

平成二十二年度テーマ監査の結果に基づき講じた措置について、広島県知事、広島県教育委員会及び広島県公安委員会から通知があったので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第十二項の規定により、その内容を別紙のとおり公表する。

平成二十三年十二月十九日

広島県監査委員 犬童英徳

同 門田峻徳

同 高橋義

同 佐藤均

平成22年度テーマ監査の結果に基づく措置状況

- テーマ 1 県単独補助金
- 2 文書等の管理

1 県単独補助金

【知事】

【地域政策局】

監査の結果（指摘事項）	措置状況
<p>イノシシ3万頭駆除事業</p> <p>○ 着手届の提出を受けず、事業に着手されているものがあつた。</p>	<p>○ この補助事業は、平成21年度で事業は終了したが、今後同様の事業を行う際には、今回の指摘事項及び意見を踏まえて事業実施する。</p>

【知事】

【環境県民局】

監査の結果（指摘事項）	措置状況
<p>浄化槽市町村整備推進事業債償還補助金</p> <p>○ 検査職員が指定されていなかった。</p>	<p>○ 平成22年度事業分から、検査職員を指定している。</p>

【知事】

【健康福祉局】

監査の結果（指摘事項）	措置状況
<p>産休等代替職員費補助金</p> <p>○ 申請期限を翌年度（平成22年4月2日）に設定していた。</p>	<p>○ 平成22年度以降は、補助金交付申請期限は、年度内として処理している。</p>
<p>法人等借入金利子補助金<利子補給></p> <p>○ 定められた申請期限を過ぎて申請書の提出を受けていたものがあつた。</p> <p>○ 申請書提出から県の交付決定まで時間を要しているものがあつた。</p>	<p>○ 申請者に対し申請期限の遵守について徹底を行い、申請期限内に提出させた。</p> <p>○ 現在、申請書の審査を行っている所であり、審査終了後、早期に交付決定を行う。</p>
<p>産科医緊急確保促進事業</p> <p>○ 要綱第8条で定められた変更基準に該当する変更が行われていたが、変更手続が行われていなかった（最大81.8%減）。</p>	<p>○ 変更基準に該当する変更が行われた補助事業者に対し、変更手続を実施した。</p>
<p>特別へき地巡回診療船運営補助金</p> <p>○ 補助額に影響はなかったが、補助対象外経費が補助対象経費として計上されていた（診療事業費）。</p>	<p>○ 補助対象外経費を補助対象経費に計上しないよう、事務処理の方法を改善した。</p>
<p>広島県臓器移植連絡調整者設置事業補助金</p> <p>○ 補助額には影響がなかったが、補助対象経費であるコーディネーターの活動経費を補助対象外経費としていた（人件費のみを対象に交付）。</p> <p>○ 補助額には影響がなかったが、総事業費から控除する収入額に法人内部の事業費補てん額（一般会計からの繰入）を含めていた。</p>	<p>○ 事務処理方法を改善し、補助対象事業を行う法人にコーディネーターの活動経費は補助対象経費であること、並びに法人の一般会計からの繰入は総事業費から控除する収入額ではないことを通知した。</p>
<p>社会福祉施設経営指導員設置事業</p> <p>○ 補助額に影響はなかったが、補助対象外経費が補助対象経費として計上されているものがあつた（租税公課費）。</p>	<p>○ 平成22年度で事業は終了したが、今後同様の事業を行う際には、今回の指摘事項を踏まえて事業実施をする。</p>

【知事】

【商工労働局】

監査の結果（指摘事項）	措置状況
高年齢者就業支援事業 ○ 補助額には影響がないが、運営費、事業費に補助対象外経費（委託費、負担金など）が含まれていた。	○ 補助金交付要綱を改正し、補助対象経費の内容をより具体的に記載するとともに補助対象外経費を明示した。
商店街振興組合指導事業 ○ 補助額に影響はなかったが、補助対象外経費が補助対象経費として計上されていた（消費税及び地方消費税に係る控除税額、食糧費）。	○ 県商店街振興組合連合会に対し再度「振興組合指導事業費補助金交付要綱」の該当条文（8条2）及び別表「補助対象事業及び対象経費」を示し、補助対象経費として認められる経費について説明するとともに、今後の取扱いに誤りのないよう指導（注意喚起）を行った。

【知事】

【農林水産局】

監査の結果（指摘事項）	措置状況
集落法人経営強化支援事業 ○ 補助額に影響はなかったが、事業費の積上げに計上漏れがあったため、事業実績額が誤っていた。	○ 事業実績額を修正した実績書を平成22年10月15日付けで受領した。
就農研修資金償還金助成事業 ○ 定められた申請期限を過ぎて、申請書の提出を受けていたものがあつた。	○ 広島県就農研修支援資金等償還金助成事業実施要領に基づき、提出期限内に申請がなされるよう市町に対し指導し、是正している。
園芸産地構造改革推進事業（集落法人人材確保システム構築） ○ 取得価額で算出すべきところを、リース価額で算出していた。（218千円が過大に支出）	○ 補助金の確定額の算出の誤りによる218千円の過大支出については、補助事業者から平成23年1月19日に返納を受け、是正した。
園芸産地構造改革推進事業（集落法人畜産導入） ○ 50万円以上の機械・器具が購入されていたが、取得財産調書が提出されていなかった。 ○ 検査職員が指定されていなかった。	○ 広島県農林水産業関係単独補助金交付要綱第7条第2項に従い、補助金実績報告に添付させ、是正した。 ○ 本事業は事業終了したが、同様の事業を今後行う際には、今回の指摘を踏まえて事業実施することとする。
数量調整円滑化推進事業 ○ 職員の異動による検査職員の指定替が行われていなかった。	○ 事業担当課が、職員の異動の際に検査職員の指定替を行うよう、関係地方機関に周知徹底し、是正した。
広島牛放牧推進モデル事業 ○ 検査職員が指定されておらず、額の確定における検査調書が作成されていなかった。	○ 本事業は事業終了したが、同様の事業を今後行う際には、今回の指摘を踏まえて事業実施することとする。

<p>漁場基盤改良事業</p> <p>○ 検査調書作成後に、検査職員の指定を行っていた。</p>	<p>○ 交付決定と同時に検査職員を指定するよう、是正した。</p> <p>また、農林水産局が実施する県単独補助事業（建設工事）の検査の取扱いを定めた「市町及び農林漁業団体等が行う団体営事業の検査事務取扱要領」を改正し、検査員は、担当者以外から交付決定時などに所属長が選定するよう明記するとともに、通知及び説明会等で早期に周知する予定である。</p>
---	---

【知事】

【土木局】

監査の結果（指摘事項）	措置状況
<p>広島県新分野進出等支援補助金</p> <p>○ 確定額に影響がないが、控除する消費税額の計上を誤っているものがあった。</p> <p>○ 仕入控除税額確定時の報告を受けていなかった。</p>	<p>○ 指摘のあった事業については、補助対象経費に「消費税及び地方消費税相当額」が含まれていないことを確認した。</p> <p>平成 23 年度から新規事業として実施する建設業新分野進出支援補助事業については、交付要綱の中で、補助対象経費には「消費税及び地方消費税相当額」は含まない旨を明記した。</p> <p>○ 仕入控除税額確定時の報告は、補助対象経費に「消費税及び地方消費税相当額」が含まれている場合に求めているものである。指摘のあった事業については、補助対象経費に「消費税及び地方消費税相当額」が含まれていないことを確認した。</p> <p>平成 23 年度以降は、交付要綱において、補助対象経費に「消費税及び地方消費税相当額」は含まない旨を明記し、仕入控除税額確定時の報告書の様式も削除した。</p>

【教育委員会】

監査の結果（指摘事項）	措置状況
<p>社会教育関係団体の事業に対する補助金</p> <p>○ 定められた申請期限を過ぎて申請書の提出を受けていたものがあった。</p>	<p>○ 期限内に申請書を受取り、適正に処理した。</p>
<p>競技スポーツ振興対策事業（全国・ブロック大会派遣費補助金）（中体連）</p> <p>○ 派遣者名簿の提出を受けていなかった。</p>	<p>○ 派遣者名簿の提出を受けた。今後の実績報告の際も、提出を求めることとしている。</p>
<p>競技スポーツ振興対策事業（全国・ブロック大会派遣費補助金）（高体連）</p> <p>○ 派遣者名簿の提出を受けていなかった。</p>	<p>○ 派遣者名簿の提出を受けた。今後の実績報告の際も、提出を求めることとしている。</p>

<p>魅力ある運動部活動づくり事業（外部指導者派遣者事業）</p> <p>○ 要綱第4条で定められた変更基準に該当する変更が行われていたが、変更手続が行われていなかった（21.8%増）。</p>	<p>○ 補助変更手続は、適正に処理した。</p>
--	---------------------------

【知事】

【危機管理監】

監査の結果（意見）	措置状況
<p>消防協会事業費補助金</p> <p>○ 飲食代等を含む負担金を補助対象外経費としているが、この取扱いが明記されていない。</p> <p>○ 同一の経費に対して他団体から助成金があった場合の取扱いが明確にされていない。</p> <p>○ 実績額の確認に当たって、支出の根拠資料等を確認しているが、一部確認が不十分なものがあつた（購入数量等）。</p> <p>○ 実績報告書の提出から県の補助額の確定まで期間を要していた。</p>	<p>○ 伺いにより定め、事務連絡で通知することとした。</p> <p>○ 補助対象事業費について、県の補助対象と他団体の助成金の対象となる部分を区分するよう指示し、実績報告で整理することとした。</p> <p>○ 購入数量等を確認する場合には、領収書等（写）の添付を求めるとし、必要に応じ原本を確認する。</p> <p>○ 平成22年度分については、平成23年4月20日に額の確定を行った。今後も速やかに額の確定を行う。</p>

【知事】

【地域政策局】

監査の結果（意見）	措置状況
<p>平和貢献連携促進事業</p> <p>○ 提出された実績報告額について、支出証拠書類等との確認が行われておらず、実績確認が十分でなかった。</p>	<p>○ 補助事業者に対し、実績報告時に支出証拠書類の提出を求め、報告額との照合を行い、実績確認を行った。</p>
<p>離島交通対策事業（過年度補助）</p> <p>○ 実績報告書の提出から県の補助額の確定まで時間を要していた。</p>	<p>○ 速やかに額の確定・補助金交付を行うつもりであったが、補助金額が予算を超過することとなったため、対応を検討中。</p>
<p>イノシシ3万頭駆除事業</p> <p>○ 申請書提出から県の交付決定まで時間を要しているものがあつた。なお、変更申請に対する交付決定も同様の状況が見られた。</p> <p>○ 交付要綱で、11月15日現在の状況を「事業遂行状況の報告」することとなっているが、補助制度創設時より、この報告制度が運用されていなかった。</p>	<p>○ この補助事業は、平成21年度で事業は終了したが、今後同様の事業を行う際には、今回の指摘事項及び意見を踏まえて事業実施する。</p>
<p>ふるさと交流推進事業</p> <p>○ 提出された実績報告額について、支出証拠書類等との確認が行われておらず、実績確認が十分でなかった。</p>	<p>○ この補助事業は、平成22年度で事業は終了したが、今後同様の事業を行う際には、今回の意見を踏まえて事業実施する。</p>
<p>過疎地域交通システム構築支援事業</p> <p>○ 実績額の確認に当たって、支出の根拠資料等を確認しているが、一部確認が不十分なものがあつた（収入額）。</p>	<p>○ 実績報告の際に提出する支出証拠書類について明確化した。</p>

【知事】

【環境県民局】

監査の結果（意見）	措 置 状 況
幼児教育力向上支援事業 ○ 申請書提出から県の交付決定まで時間を要していた。 ○ 実績額の確認に当たって、支出の根拠資料等を確認しているが、一部確認が不十分なものがあつた。	○ 平成 21 年度で事業が終了しているため、今後の対応はない。 ○ 現地調査を実施し、不十分であった根拠資料等の確認を行った。
産業廃棄物処理業者情報公開支援事業 ○ 補助事業の実施に必要な経費が補助対象経費として明記されていない。 ○ 実績額の確認に当たって、支出の根拠資料等を確認しているが、一部確認が不十分なものがあつた。	○ 補助要綱の改正を行い、補助事業の実施に必要な経費を補助対象経費として明記した。 ○ 現地調査を実施し、実績報告額と支出証拠書類等の確認を行った。

【知事】

【健康福祉局】

監査の結果（意見）	措 置 状 況
産休等代替職員費補助金 ○ 補助額の基礎単価が日額でしか定められておらず、時間給の取扱いが明確にされていない。	○ 平成 23 年度から、産休等代替職員費補助要綱（昭和 57 年 9 月 27 日施行）の一部を次のように改正した。 （第 2 条の改正） 第 2 条の表補助額の欄中に次のように加える。 第 2 条の表補助額の欄中「補助基準賃金日額（ただし、実際に支払った賃金日額がこれより低い場合はその低い額）×実勤務日数（任用承認期間内で実際に施設に勤務した日数） なお、補助金の額に千円未満の額を生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。」の次に「ただし、1日に満たない勤務に対して賃金を支払っている場合は、補助基準賃金日額を 8 時間で割戻した額に勤務時間数を乗じた額と実支払賃金日額とを比較して少ない方の額を補助対象賃金日額とする。」を加える。
民生委員児童委員研修等事業費補助金 ○ 提出された実績報告額と支出証拠書類等との確認が行われておらず、実績確認が十分ではなかった。	○ 実績確認にあたっては、必要に応じて立入調査の実施や支出証拠書類を提出させることにより確認する。
看護師等養成所運営費補助金 ○ 申請書提出から県の交付決定まで時間を要しているものがあつた。 ○ 提出された実績報告額と支出証拠書類等との確認が行われておらず、実績確認が十分ではなかった。	○ 速やかに交付決定を行う。 ○ 実績報告書に係る書類の添付を依頼し、実績確認を行った。 今後は、必要に応じて施設に対し、立入検査を実施するよう努める。

<p>助産師緊急確保対策事業</p> <p>○ 提出された実績報告額と支出証拠書類等との確認が行われておらず、実績確認が十分ではなかった。</p>	<p>○ 実績報告書に関係書類の添付を依頼し、実績確認を行った。 今後は、必要に応じて施設に対し、立入検査を実施するよう努める。</p>
<p>院内保育所運営費補助金</p> <p>○ 申請書提出から県の交付決定まで時間を要しているものがあった。</p> <p>○ 提出された実績報告額と支出証拠書類等との確認が行われておらず、実績確認が十分ではなかった。</p>	<p>○ 速やかに交付決定を行う。</p> <p>○ 実績報告書に関係書類の添付を依頼し、実績確認を行った。 今後は、必要に応じて施設に対し、立入検査を実施するよう努める。</p>
<p>心身障害者等歯科診療確保事業</p> <p>○ 総事業費から控除する「寄附金その他収入額」の定義が明確にされていない。</p> <p>○ 提出された実績報告額と支出証拠書類等との確認が行われておらず、実績確認が十分ではなかった。</p>	<p>○ 「寄附金その他収入額」を明確にし、総事業費から控除するよう、事務処理の方法を改善した。</p> <p>○ 実績報告書と支出証拠書類等の確認を行うよう、事務処理の方法を改善した。</p>
<p>助産師外来支援モデル事業(地域医療安心確保事業)</p> <p>○ 総事業費から控除する「寄附金その他収入額」の定義が明確にされていない。</p> <p>○ 提出された実績報告額と支出証拠書類等との確認が行われておらず、実績確認が十分ではなかった。</p>	<p>○ 「寄附金その他収入額」を明確にし、総事業費から控除するよう、事務処理の方法を改善した。</p> <p>○ 実績報告書と支出証拠書類等の確認を行うよう、事務処理の方法を改善した。</p>
<p>歯科衛生士養成事業補助金</p> <p>○ 申請書提出から県の交付決定まで時間を要しているものがあった。</p> <p>○ 高額な機器等を購入する可能性があるにもかかわらず、補助金による取得財産の処分制限に係る規定が設けられていない。</p> <p>○ 提出された実績報告額と支出証拠書類等との確認が行われておらず、実績確認が十分ではなかった。</p>	<p>○ 速やかに交付決定を行った。</p> <p>○ 財産処分の規定について、交付決定指令書に定めた。</p> <p>○ 実績報告書に関係書類の添付を依頼し、実績確認を行った。 今後は、必要に応じて施設に対し、立入検査を実施するよう努める。</p>
<p>介護保険サービス苦情処理体制推進事業</p> <p>○ 総事業費から控除する「寄附金その他収入額」の定義が明確にされていない。</p> <p>○ 提出された実績報告額と支出証拠書類等との確認が行われておらず、実績確認が十分ではなかった。</p>	<p>○ 平成 22 年度で事業は終了したが、今後同様の事業を行う際には、今回の意見を踏まえて事業実施をする。</p>

<p>特別へき地巡回診療船運営補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 総事業費から控除する「寄附金その他収入額」の定義が明確にされていない。 ○ 補助対象経費に古い用語（暫定手当）が用いられているとともに、明確になっていない経費区分（雑費）がある。 ○ 提出された実績報告額と支出証拠書類等との確認が行われておらず、実績確認が十分ではなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「寄附金その他収入額」を明確にし、総事業費から控除するよう、事務処理の方法を改善した。 ○ 補助金交付要綱の改正に向けて、他の3県の補助金交付要綱を入手の上、比較検討中。 ○ 実績報告書と支出証拠書類等の確認を行うよう、事務処理の方法を改善した。
<p>圏域地域保健対策事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 提出された実績報告額と支出証拠書類等との確認が行われておらず、実績確認が十分ではなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実績報告書と支出証拠書類等の確認を行うよう、事務処理の方法を改善した。
<p>公衆浴場施設整備資金利子補給費補助金(利子補給)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 借入残高が100万円未満となった場合には補助対象外とすることになっているが、複数回の借入がある場合の取扱いが明確にされていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 同一浴場で複数の借り入れがある場合、借入残高の合計が100万円未満となる資金の利子については、補助の対象としない旨、要綱を改正する方針で、関係機関と調整を行っているところである。
<p>公衆浴場設備改善補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 間接補助者である市町に対し要綱の準則を示しているが、高額な機器等を購入する可能性のあるにもかかわらず、取得財産の処分制限に係る規定が設けられていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 要綱及び要綱準則を改正し、取得財産の処分の制限に係る規定を設けた。
<p>広島県臓器移植連絡調整者設置事業補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 総事業費から控除する「寄附金その他収入額」の定義が明確にされていない。 ○ 提出された実績報告額と支出証拠書類等との確認が行われておらず、実績確認が十分ではなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 補助金交付要綱を改正し、「寄附金その他収入額」を明確にした。 ○ 実績報告書と支出証拠書類等の確認を行うよう、事務処理の方法を改善した。
<p>地域がん登録システム推進事業（広島県医師会腫瘍登録事業費補助金）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 総事業費から控除する「寄附金その他収入額」の定義が明確にされていない。 ○ 提出された実績報告額と支出証拠書類等との確認が行われておらず、実績確認が十分ではなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成23年度に補助金交付要綱を改正し、「寄附金その他収入額」を、「他の団体又は個人からの寄附金、負担金」とし、定義を明確にした。 ○ 平成23年度からチェックリストを用い、支出証拠書類を抽出調査する対応に改めた。
<p>社会福祉施設経営指導員設置事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 提出された実績報告額と支出証拠書類等との確認が行われておらず、実績確認が十分ではなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成22年度で事業は終了したが、今後同様の事業を行う際には、今回の意見を踏まえて事業実施をする。

<p>広島県児童養護施設入所児童学習指導促進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 申請期限を年度当初に設定しているため、年度途中で新たに補助事業を開始する場合には、期限を経過して申請せざるを得ない状況となっていた。 ○ 提出された実績報告額と支出証拠書類等との確認が行われておらず、実績確認が十分ではなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 21 年度で事業は終了したが、今後同様の事業を行う際には、今回の意見を踏まえて事業実施をする。
<p>広島県医療費適正化対策推進事業補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 提出された実績報告額と支出証拠書類等との確認が行われておらず、実績確認が十分ではなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 23 年度から補助事業から委託事業に変更し、広島県契約規則等に則り、事業内容を明確化し、平成 23 年 4 月 1 日付けで広島県国民健康保険団体連合会と委託契約を締結した。
<p>精神障害者社会適応訓練委託事業交付金</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 申請書提出から県の交付決定まで時間を要しているものがあった。 ○ 実績額の確認に当たって、支出の根拠資料等を確認しているが、一部確認が不十分なものがあった。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 23 年度においては迅速に交付決定を行っており、一連の手續について、引き続き適切かつ迅速に行うように努める。(平成 23 年度：4 月 30 日申請期限，5 月 24 日交付決定) ○ 実績額の確認に当たっては、市町に対する交付金であることを踏まえ、必要に応じて証拠書類の提出を求めることとする。
<p>地域保健活動育成費（医学関係学会・研究会等補助）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 提出された実績報告額と支出証拠書類等との確認が行われておらず、実績確認が十分ではなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実績報告書に係る書類の添付を依頼し、実績確認を行った。 今後は、必要に応じて施設に対し、立入検査を実施するよう努める。
<p>老人医療公費負担事業（県制度分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 総事業費から控除する「寄附金その他収入額」の定義が明確にされていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 21 年度で事業は終了したが、今後同様の事業を行う際には、今回の意見を踏まえて事業実施をする。
<p>措置入院患者入院協力事業補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 総事業費から控除する「寄附金その他収入額」の定義が明確にされていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 23 年 10 月中に補助金交付要綱を改正する予定である。
<p>生活衛生営業振興支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 実績額の確認に当たって、支出の根拠資料等を確認しているが、一部確認が不十分なものがあった。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実績報告書の実績額の確認に当たって、事業費等の積算に注意するとともに、他の業務との按分が必要な経費の計上が適切に行われているか確認した。
<p>歯科衛生士活用推進事業補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 申請書提出から県の交付決定まで時間を要しているものがあった。 ○ 提出された実績報告額と支出証拠書類等との確認が行われておらず、実績確認が十分ではなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 速やかに交付決定を行った。 ○ 実績報告書に係る書類の添付を依頼し、実績確認を行った。 今後は、必要に応じて施設に対し、立入検査を実施するよう努める。

<p>ふれあい基金造成事業補助金</p> <p>○ 提出された実績報告額と支出証拠書類等との確認が行われておらず、実績確認が十分ではなかった。</p>	<p>○ ふれあい基金運営委員会資料により、事業支出内容を確認した。</p> <p>また、隔年で実施している監査時に、支出証拠書類等との確認・精査を行う。</p>
--	---

【知事】

【商工労働局】

監査の結果（意見）	措置状況
<p>高年齢者就業支援事業</p> <p>○ 提出された実績報告額について、支出証拠書類等との確認が行われておらず、実績確認が十分でなかった。</p>	<p>○ 平成 22 年度の実績確認から、事前にチェックシートを作成の上、支出証拠書類等との照合確認を行った。</p>
<p>中小企業連携組織対策事業</p> <p>○ 提出された実績報告額について、支出証拠書類等との確認が行われておらず、実績確認が十分でなかった。</p>	<p>○ 平成 22 年度の実績確認から、事前にチェックシートを作成の上、現地調査を行い、支出証拠書類等との照合確認を行った。</p> <p>補助金交付要綱等の見直しについては、引き続き検討する。</p>
<p>貿易振興事業</p> <p>○ 提出された実績報告額について、支出証拠書類等との確認が行われておらず、実績確認が十分でなかった。</p>	<p>○ 平成 22 年度の実績確認から、事前にチェックシートを作成の上、現地調査等を行い、支出証拠書類等との照合確認を行った。</p>
<p>国際ビジネス推進事業</p> <p>○ 実績報告書に添付して提出された書類では、十分な確認が行えないものがあつた（常用雇用者であることの確認）。</p>	<p>○ 今後は、補助金交付要綱の必要添付書類（その他知事が必要と認める書類：雇用保険被保険者資格取得等通知書など）として、常用労働者であることの確認ができる書類を添付させる。（平成 23 年度の申請実績なし）</p>
<p>ひろしま観光立県推進事業</p> <p>○ 補助対象及び補助対象外の両方に共通する経費がある場合に、どの範囲が対象となるのかの考え方が明記されていない（広報経費、大会開催経費）。</p> <p>○ 提出された実績報告額について、支出証拠書類等との確認が行われておらず、実績確認が十分でなかった。</p>	<p>○ 補助対象外の両方に共通する経費がある場合、按分の考え方を明確に示す。</p> <p>○ 当該事業は平成 21 年度で終了したが、今後同様の事業を行う際は、補助対象及び補実績報告額の確認については、事前にチェックシートを作成の上、現地調査等を行い、支出証拠書類等との照合確認を行う。</p>

監査の結果（意見）	措 置 状 況
<p>ハートフル農園支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 検査職員の指定時期が明確でなかった。 ○ 実施要領の運用で、補助金の交付条件として「取得した生産機械・施設等の耐用年数期間以上の障害者就労を行うこと」とされているが、実施要領で求める達成状況の報告は5年間と限定されているため、取得した生産機械・施設等の耐用年数によっては、交付条件の遂行の確認が不十分なものとなっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本事業は事業終了したが、同様の事業を今後行う際には、今回の意見を踏まえて事業実施することとする。 ○ 市町や関係機関等の支援により障害者の適切かつ継続的な雇用を確保することとしており、市町を通じて、取得した生産機械・施設等の耐用年数期間以上の障害者の就労状況について確認する。
<p>集落法人経営強化支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業内容に変更を生じたため、「集落法人経営強化支援計画」の変更承認は行われていたが、補助金の変更手続は行われていなかった。 ○ 会場賃借料等を補助対象外経費としているが、この取扱いが明記されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成22年度事業から、補助金の変更手続を行うよう、是正した。 ○ 平成23年3月31日付けで実施要領の一部改正を行い、補助対象となる活動及び補助対象外となる内容を明記した。
<p>就農研修資金償還金助成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 申請書の提出から県の交付決定まで、時間を要しているものがあった。 なお、当該補助対象に関する助成計画書（前年度の7月末までに提出）に対する審査も翌年度（7月）になって行われていた。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 助成計画認定後、市町からの交付申請書の提出を受け、速やかに事務処理を進め、市町に対し交付決定を行うよう、是正した。 助成計画書については、事務の実態に即して、提出時期を当該年度11月末とするよう、広島県就農研修支援資金等償還金助成事業実施要領を改正する。
<p>園芸産地構造改革推進事業（集落法人人材確保システム構築）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 検査職員の指定時期が明確でなかった。 ○ 事業担当者と検査職員が同一であった。 ○ 実施要領で、改革計画の目標年度に達するまで提出される達成状況報告書において、事業目標である人材に関する報告欄が設けられていないため、その達成状況が確認できない状況となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本事業は事業終了したが、同様の事業を今後行う際には、今回の意見を踏まえて事業実施することとする。
<p>園芸産地構造改革推進事業（集落法人畜産導入）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業担当者と検査職員が同一であった。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本事業は事業終了したが、同様の事業を今後行う際には、今回の意見を踏まえて事業実施することとする。

<p>数量調整円滑化推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 変更手続が必要な基準が定められていないが、事業内容（事業区分・経費の使途など）が変更されているものがあった。 また、事業費総額が大幅に変更（変更割合：約70%の減額）しているものがあった。 ○ 事業担当者と検査職員が同一であった。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農林水産業関係単独事業補助金交付要綱を改正し（平成23年4月1日施行）、経費の配分の変更については、事業に要する経費の30%を超える増減、事業の内容の変更については、事業内容の新設又は廃止を重要な変更として、知事の認定を受けるよう是正した。 ○ 事業担当課が事業担当者を検査職員に指定しないよう、関係地方機関に周知徹底し、是正した。
<p>生産・流通・加工業連携販路開拓事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 検査職員の指定時期が明確でなかった。 ○ 事業担当者と検査職員が同一であった。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本事業は事業終了したが、同様の事業を今後行う際には、今回の意見を踏まえて事業実施することとする。
<p>漁場基盤改良事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業担当者と検査職員が同一であった。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業担当者以外の職員を検査職員に指定するよう、是正した。 また、農林水産局が実施する県単独補助事業（建設工事）の検査の取扱いを定めた「市町及び農林漁業団体等が行う団体営事業の検査事務取扱要領」を改正し、検査員は、担当者以外から交付決定時などに所属長が選定するよう明記するとともに、通知及び説明会等で早期に周知する予定である。
<p>広島かき販売対策事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 変更手続が必要な基準が定められていないが、事業区分間で経費が大幅に変更していた（変更割合：減は約70%、増は348%） ○ 落丁した活動報告書のままで、事業実績の確認を行っていた。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農林水産業関係単独事業補助金交付要綱を改正し（平成23年4月1日施行）、経費の配分の変更については、事業に要する経費の30%を超える増減、事業の内容の変更については、事業内容の新設又は廃止を重要な変更として、知事の認定を受けるよう是正した。 ○ 落丁した部分について、報告を求め、実績を確認した。
<p>水産物流通改善事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業担当者と検査職員が同一であった。 ○ 補助の前提として「水産物流通改善計画」を策定し承認を受けることとしているが、補助事業実施後に当該計画の達成状況を確認する仕組みがないため、承認基準である「取組によって、漁業者の手取り価格が10%向上することが見込まれること」の達成状況が確認できていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本事業は事業終了したが、同様の事業を今後行う際には、今回の意見を踏まえて事業実施することとする。
<p>土地改良負担金総合償還対策事業（平準化事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 提出された実績報告書と支出証拠書類等との確認が行われておらず、実績確認が十分でなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業実績書に利子補給計算書のほか、金融機関から提出されている利子補給支払請求書の写しを添付させ、金額等の照合、確認を行うよう、是正した。

<p>県単独林道整備事業</p> <p>○ 検査職員の指定時期が明確でなかった。</p>	<p>○ 事業担当課が検査職員の指定時期を明確にするよう、関係地方機関に周知徹底し、是正した。</p> <p>また、農林水産局が実施する県単独補助事業（建設工事）の検査の取扱いを定めた「市町及び農林漁業団体等が行う団体営事業の検査事務取扱要領」を改正し、検査員は、担当者以外から交付決定時などに所属長が選定するよう明記するとともに、通知及び説明会等で早期に周知する予定である。</p>
<p>森林病虫害駆除事業</p> <p>○ 検査職員の指定時期が明確でなかった。</p> <p>○ 事業担当者と検査職員が同一であった。</p>	<p>○ 事業担当課が検査職員の指定時期の明確及び事業担当者を検査職員に指定しないよう、関係地方機関に周知徹底し、是正した。</p>

【知事】

【土木局】

監査の結果（意見）	措置状況
<p>広島西飛行場維持修繕費</p> <p>○ 実績額の確認に当たって、支出の根拠資料等を確認しているが、一部の確認が不十分なものがあった。</p>	<p>○ 支出の実績に係る証拠書類として、支出に係る会計処理を行った書類（写）を提出させた。</p>

【教育委員会】

監査の結果（意見）	措置状況
<p>文化財保存事業費補助金</p> <p>○ 申請書の提出から県の交付決定まで時間を要しているものがあった。</p>	<p>○ 今後は迅速な事務処理に努める。</p>
<p>自主教育研究活動支援事業</p> <p>○ 申請書の提出から県の交付決定まで時間を要しているものがあった。</p>	<p>○ 今後は迅速な事務処理に努める。</p>
<p>芸術文化活動振興事業</p> <p>○ 提出された実績報告額と支出証拠書類等との確認が行われておらず、実績確認が十分ではなかった（連盟各部門によって記載方法に違いもある。）。</p>	<p>○ 実績報告額と支出証拠書類等との確認を十分行った。今後の実績報告の際も、適正な事務処理に努める。</p>
<p>不登校対策重点校支援事業</p> <p>○ 要綱では、年度途中で「状況報告」をすることとなっているが、事業期間が下半期のみであったため、提出させていなかった。</p>	<p>○ この事業については、平成 22 年度で終了したが、今後、同様の事業があった場合には、適正な事務処理に努める。</p>
<p>競技スポーツ振興対策事業（全国・ブロック大会派遣費補助金）（中体連）</p> <p>○ 提出された実績報告額と支出証拠書類等との確認が行われておらず、実績確認が十分ではなかった。</p>	<p>○ 実績報告額と支出証拠書類等との確認を十分行った。今後の実績報告の際も、適正な事務処理に努める。</p>

競技スポーツ振興対策事業（全国・ブロック大会派遣費補助金）（高体連） ○ 提出された実績報告額と支出証拠書類等との確認が行われておらず、実績確認が十分ではなかった。	○ 実績報告額と支出証拠書類等との確認を十分行った。今後の実績報告の際も、適正な事務処理に努める。
スポーツイベント助成事業（第15回全国都道府県対抗男子駅伝競走大会） ○ 提出された実績報告額と支出証拠書類等との確認が行われておらず、実績確認が十分ではなかった。	○ 実績報告額と支出証拠書類等との確認を十分行った。今後の実績報告の際も、適正な事務処理に努める。
魅力ある運動部活動づくり事業（外部指導者派遣者事業） ○ 提出された実績報告額と支出証拠書類等との確認が行われておらず、実績確認が十分ではなかった。	○ 実績報告額と支出証拠書類等との確認を十分行った。今後の実績報告の際も、適正な事務処理に努める。

【警察本部】

監査の結果（意見）	措置状況
広島県防犯連合会補助金 ○ 提出された実績報告額と支出証拠書類等との確認が行われておらず、実績確認が十分ではなかった。	○ 平成23年4月12日付け広会第299号で通知した監査委員意見に対する対応方針に基づき、同年4月20日、広島県防犯連合会の事務所において、個々の支出について、使用目的を踏まえ、出納簿及び領収書との突合を行い、実績の確認を実施した。

2 文書等の管理

【知事】

【総務局】

監査の結果（意見）	措置状況
1 申請書等の管理について 住民から提出された申請書等の管理について、どのような点に注意を払うべきか、実際に発生した紛失事案などを基に、その改善策を取りまとめた。 申請書の保管方法や処理状況の把握などについて、現行の事務処理方法が適切かどうかを確認し、事務改善に努め、不適切事案の発生防止を図る必要がある。	申請書等については、受付簿、処理簿等での組織的な管理を実施し、保管状況を明確化するよう、平成23年3月18日付けで通知するとともに、5月に開催した文書管理制度に関する説明会や6月に開催した文書管理システム操作研修においても、こうした取組の徹底について繰り返し周知を行った。 また、6月に全所属を対象として実施した文書等の管理状況の点検においては、申請書等の管理に関する点検項目を設け、各所属において自己点検を実施するとともに、点検結果及び各点検項目に関する解説を全庁文書箱に掲載して、改めて適正な管理を図るよう注意喚起を行った。

<p>2 文書の所在管理について</p> <p>執務室では、どの場所に、どのような文書が保管されているかが明確に把握されていないため、文書管理システムに登録されていない文書などは、仮に、各機関や担当者限りの判断で廃棄されても分からない状態となっていた。</p> <p>どの場所に、どのような文書を保管するかについて、職員間で共通認識を持ち、文書の所在を明確にして、これを組織として管理していく必要がある。</p>	<p>執務室内の保管文書の配置図や一覧表を作成することなどにより、文書等の保管状況を明確化し、これらの資料を事務引継資料に加えるなどの対応により、文書等の適正な管理の継続を図るよう、平成23年3月18日付けで通知した。</p> <p>また、6月に実施した文書等の管理状況の点検においても、文書の所在管理に関する点検項目を設け、各所属において自己点検を実施するとともに、点検結果及び各点検項目に関する解説を全庁文書箱に掲載して、改めて適正な管理を図るよう注意喚起を行った。</p> <p>今後、定期的な自己点検の実施についても検討していく。</p>
<p>3 利用者の視点に立った文書管理について</p> <p>歴史的価値がある文書として、県立文書館に移管された文書について、表題が包括的で、どのような文書が収納されているか、推察できないものがあった。(例)「地域振興／地域振興一般」</p> <p>文書を分類する際には、安易に包括的な文書名に区分せず、利用する住民や職員が検索しやすい表題となるよう注意する必要がある。</p> <p>県が作成・取得した文書が、将来にわたり住民に利用されるという視点に立って、文書事務の改善に取り組んでいく必要がある。</p>	<p>文書分類の設定については、実態に合った分かりやすい整理文書名を使用するなど、利用しやすい適正な分類・整理を行うよう、平成23年3月18日付けの通知により、改めて注意喚起を行うとともに、6月に実施した文書等の管理状況の点検においても、ファイル管理表の見直し状況や整理文書名の設定状況に関する点検項目を設け、文書分類の適正化について周知した。</p> <p>また、現在、レコード・スケジュール（文書の作成又は取得後できる限り早期に、保存年限満了時の文書館へ移管又は廃棄の措置を決定する仕組み）の導入や移管対象とする文書の決定基準の明確化について検討している。</p>
<p>4 文書管理ルールの実効性の確保について</p> <p>各機関の文書等の管理状況について、文書主管課による実地調査や各機関による点検などは行われておらず、文書管理の規程や通知に基づいた管理が実際に行われているかどうか十分に確認されていなかった。</p> <p>文書主管課などが実地調査を行い、客観的な視点で適切な指導を行うなど、文書管理ルールの実効性が確保される仕組みづくりが必要である。</p>	<p>6月に全所属を対象として文書等の管理状況に関する点検を実施したところであり、点検結果及び各点検項目に関する解説を全庁文書箱に掲載して全庁的に情報共有することにより、改めて適正な取扱いを周知徹底した。</p> <p>また、点検の結果、改善の必要な事項の多かった所属に対しては、9月に総務課による実地調査を実施し、改善指導を行った。</p>
<p>5 全庁的な情報共有について</p> <p>文書の紛失、放置といった不適切事案が多く発生しているが、全庁的な情報共有が十分に行われておらず、職員は、事案の発生原因や改善策について、今後の事務の参考にすることができていなかった。</p> <p>不適切事案が発生した場合には、発生原因や問題点、改善策について、全庁的に情報を共有し、それを教訓として事務改善を図り、不適切事案の再発を防ぐ必要がある。</p>	<p>個人情報漏えい事案以外の不適切事案の発生時には、総務課文書グループへその事実関係及び発生原因等を報告するよう、平成23年3月18日付けで通知した。</p> <p>不適切事案については、その内容や発生原因、事案の発生した所属において実際に講じられた改善策についてとりまとめ、研修会等において周知を図るとともに、全庁的に情報共有することにより、現行の事務処理方法の再確認や改善を図るよう引き続き働きかけを行っていく。</p>

【教育委員会】

監査の結果（意見）	措 置 状 況
<p>1 申請書等の管理について 申請書の保管方法や処理状況の把握などについて、現行の事務処理方法が適切かどうかを確認し、事務改善に努め、不適切事案の発生防止を図る必要がある。</p>	<p>各所属において申請書の保管方法を明確化することやその処理状況の把握に努めるよう、教育委員会事務局等文書管理規程や県立学校文書管理規程の趣旨の周知徹底を図っている。</p>
<p>2 文書の所在管理について どの場所に、どのような文書を保管するかについて、職員間で共通認識を持ち、文書の所在を明確にして、これを組織として管理していく必要がある。</p>	<p>執務室や書庫に保管する文書の所在をより明確にするため、教育委員会事務局等文書管理規程や県立学校文書管理規程の周知徹底を図っている。 なお、現在、教育委員会事務局においては、書庫における「保管文書の配置図」や「保管文書一覧表」の作成を進めているところである。</p>
<p>3 利用者の視点に立った文書管理について 文書を分類する際には、住民が検索しやすい表題とするなど、県が作成・取得した文書が、将来にわたり住民に利用されるという視点に立って、文書事務の改善に取り組んでいく必要がある。</p>	<p>住民が検索しやすい表題とすることについては、文書管理規程に規定する文書分類表等の変更を伴うことから、新たな文書管理制度への検討を進める中で、見直しを検討している。 また、表題の設定については、新規の事例や項目等に柔軟に対応するため、表題を定期的に見直しすることについて検討を行っている。</p>
<p>4 文書管理ルールの実効性の確保について 各機関において規程や通知に基づいた文書管理が行われているかを確認し、適正な文書管理体制を確保していく必要がある。</p>	<p>各所属が客観的な視点で問題点を把握するため、文書管理担当課において実地調査を行い、適正な文書管理体制の構築に努めている。</p>
<p>5 全庁的な情報共有について 文書管理に係る不適切事案が発生した場合などは、それを教訓として全庁的に事務改善を図り、不適切事案の再発を防ぐ必要がある。</p>	<p>不適切事案が発生した都度、注意喚起や再発防止に関する通知などを行ってきたところであるが、引き続き担当課のみでの対応・処理に留まることなく、文書管理担当課において情報の集約化と再発防止のための情報共有化に努めている。</p>

【警察本部】

監査の結果（意見）	措 置 状 況
<p>1 申請書等の管理について 申請書等の保管方法や処理状況等の把握などについて現行の事務処理方法が適切かどうかを確認し、事務改善に努め、不適切事案の発生防止を図ることが必要である。</p>	<p>1 現状 申請書等は、担当者が個々に保管せずに組織的に管理しており、また処理状況も把握している。 2 今後の取組 巡回指導時に管理状況を確認するなどして、今後も組織的管理を徹底することとしている。</p>

2 文書の所在管理について

保管期間を経過した保存期間満了前の完結文書を書庫に収蔵せずに課・係等で保管する際に、書庫管理責任者の承認を得る手続きを行っていない所属がある。

1 各種会議における指示

(1) 警察本部長による指示

4月15日、警察本部長が文書取扱責任者(副署長・次長)に対して、文書管理の基本的遵守事項の徹底を指示した。

(2) 総務部長による指示

ア 5月18日、総務部長が文書管理者(警察署長)に対して、文書管理の責任者として確実に文書管理を総括し、文書管理の重要性の意識啓発を継続的に行うように指示した。

イ 9月7日、総務部長が文書管理者(警察署長)に対して、文書管理に係る規程の遵守を指示した。

(3) 総務課長による指示

4月15日、総務課長が文書取扱責任者(副署長・次長)に対して、テーマ監査結果を踏まえて、完結文書を適正に保管することなど改善すべき事項を具体的に指示した。

2 文書による指示

(1) 3月25日、総務部長通達により、不適切事案防止への職員の意識啓発、文書管理手続及び不適切事案発生時の措置の再徹底を指示した。

(2) 5月17日、総務課長通知「適正な文書等管理事務のための着眼点について」により、文書管理の基本事項を通知した。

(3) 7月11日、総務課長通知により、年度文書廃棄の際の誤廃棄防止を指示した。

3 研修における教養

(1) 4月7日、文書管理室員が採用時職員研修において、文書管理制度を教養し、文書管理手続を周知させた。

(2) 7月20日、文書管理室員が職務倫理研究専科において、公文書の適正な取扱いについて教養した。

4 巡回による指導

9月から警察署を文書管理室員が巡回して、文書管理状況を点検するとともに、文書管理システムへの確実な登録により文書の所在管理の徹底を図るよう指導を行っている。

<p>3 利用者の視点に立った文書管理について 文書等を分類する際には、住民が検索しやすい表題にするなど文書事務の改善に取り組んでいく必要がある。</p>	<p>1 現状 文書は常に分類整理して、直ちに利用できるようにしている。</p> <p>2 今後の取組 現在、各所属にファイルの点検作業を指示しており、引き続き利用者の視点に立った文書管理に取り組むこととしている。</p>
<p>4 文書管理ルールの実効性の確保について 文書主管課が文書等の適正管理のために警察署などを実地調査していない。</p>	<p>1 実地調査の実施 9月から2か月間の予定で、全警察署への実地調査を実施している。</p> <p>2 継続的な実地調査の実施 文書管理室員を1名増員し、文書管理体制を強化したことから、今後も継続的に警察署等を巡回して、文書の適正管理の指導を強めることとしている。</p>
<p>5 全庁的な情報共有について 文書等の管理に係る不適切事案の発生資料を、文書主管課で取りまとめて保存していない。</p>	<p>1 情報の共有 会議及び文書による指示により、次のとおり過去に発生した不適切事案の発生原因と改善策を周知させ、情報の共有を図っている。</p> <p>2 不適切事案発生資料の取りまとめ 過去発生した不適切事案の資料を、文書管理室において、「事故発生報告」ファイルとして取りまとめて保存し、情報の共有に資することとしている。</p> <p>(1) 6月27日、予防監察推進幹事会において、総務課次席が文書の誤送信防止を指示</p> <p>(2) 7月6日、庶務担当課長会議において、総務課長がファクシミリ利用時の遵守事項を徹底</p> <p>(3) 7月27日、本部長通達により過去の不適切事案を踏まえて適正な文書管理の徹底を指示</p>